

第3章 基本理念・基本方針・数値目標（目指す将来の姿）・施策体系・施策の柱

第1節 基本理念

スポーツ基本法は、その前文において「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」とし、「全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」としています。

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、汗を流した後の爽快感、記録を更新した時の達成感、チーム内での連帯感などの精神的な満足感や喜びをもたらし、さらには体力の向上や精神的ストレスの解消、介護の予防など、心身の健康増進に大きな役割を果たします。

このすばらしい役割を持つ、スポーツを推進するためには、各種多様なスポーツ教室や市民スポーツ大会を開催し、各世代の適性或環境に見合ったスポーツ活動の機会を提供する必要があります。また、スポーツを日常的に楽しむためには、身近にあるスポーツ施設を整備するとともに、スポーツ関係団体のスポーツ活動を支援するなど、より地域に根ざした施策を行っていく必要があります。

美濃加茂市第6次総合計画（令和2年度から令和11年度まで）は、健康で豊かな暮らしにつながるまちを目指し、市民、団体、企業、行政が一体となり「歩く」ことを通じて心、体、社会の「健康」を整え、持続可能なまちづくりの実現に向けて、「WALKABLE CITY MINOKAMO ～すべての健康のために、歩き続けるまち」を基本理念としています。

前述のスポーツ基本法と市総合計画の基本理念を踏まえ、この第2期計画では、市民一人ひとりが日常生活の中でスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康で豊かな暮らしができるまちを目指し、「SPORTS IN LIFE MINOKAMO ～生活の中にスポーツを、健康で豊かな暮らしのために～」を基本理念として掲げます。

基本理念

SPORTS IN LIFE MINOKAMO

～生活の中にスポーツを、健康で豊かな暮らしのために～

第2節 基本方針

本計画の基本理念を実現するために、次の4つのテーマを基本方針として取り組んでいきます。

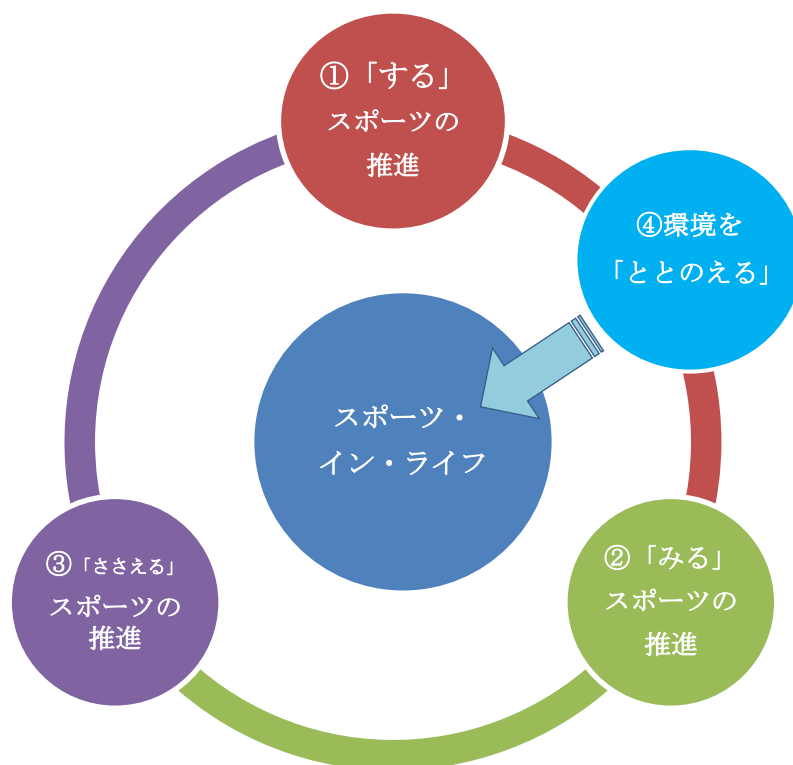
スポーツを「みる」ことで、極限を追求するアスリートの姿に感動し、人生に活力が得られます。また、家族や友人が一生懸命に応援することで、スポーツを「する」人の力になることができます。そして、スポーツを「する」人をボランティアなどが「ささえる」ことで、多くの人々が交わり共感し合うことができ、社会の絆が強くなっていきます。

スポーツを「みる」ことがきっかけで「する」「ささえる」ことを始めたり、「ささえる」ことで「する」ことのすばらしさを再認識したりすることもあります。こうして、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の3つをうまくサイクルさせることで、市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツでまちを元気にすることができます。また、スポーツを日常生活の一部に位置付けることで、こうしたスポーツの力により人生を楽しく健康で生き生きしたものにするすることができます。さらに、スポーツ施設を整備し、スポーツ環境を「ととのえる」ことで、市民がより身近でスポーツに親しむことができます。

子どもから高齢者までスポーツや運動に対する興味や適性は様々です。トップレベルのスポーツ大会やプロスポーツの観戦など、「みるスポーツ」でスポーツに関心を持ち、スポーツイベントやスポーツ教室などの「するスポーツ」に実際に参加してみる。そして、ボランティアなどで大会運営などを「ささえるスポーツ」で充実感や達成感を感じる。

この3つをうまくサイクルさせることにより、スポーツの実施率の向上を図ります。そして、市民一人ひとりがスポーツをすることを特別なことと意識せず、日常生活の中でスポーツに親しむ「スポーツ・イン・ライフ」を実践することで、心身の健康増進、健康寿命の延伸を図り、健康長寿社会を実現していくことを目指します。

基本方針

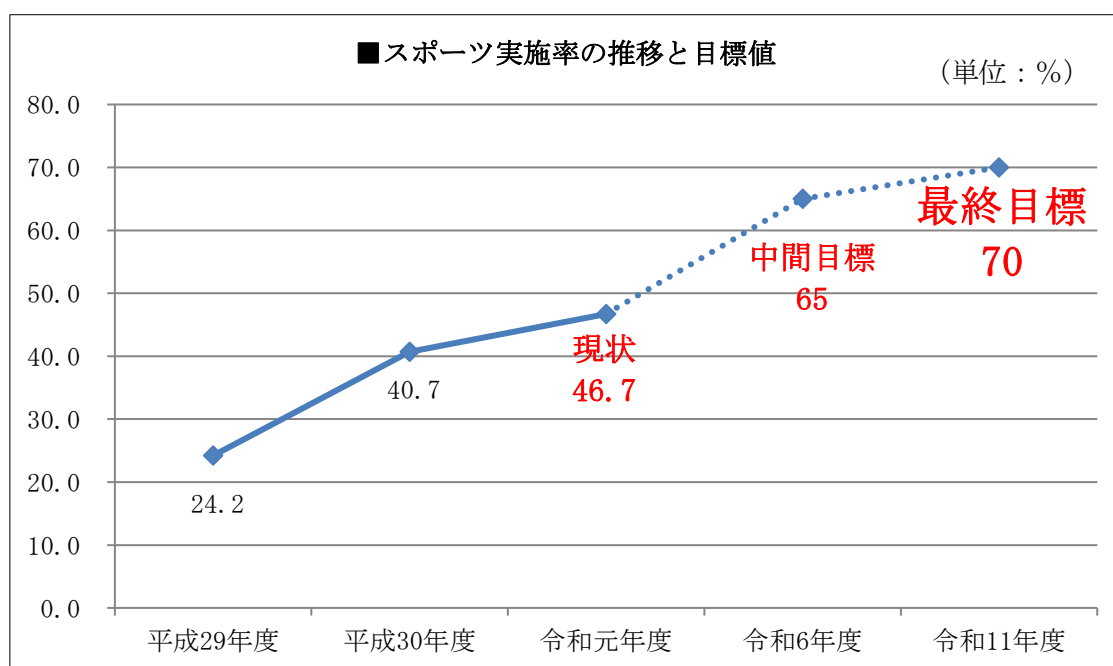
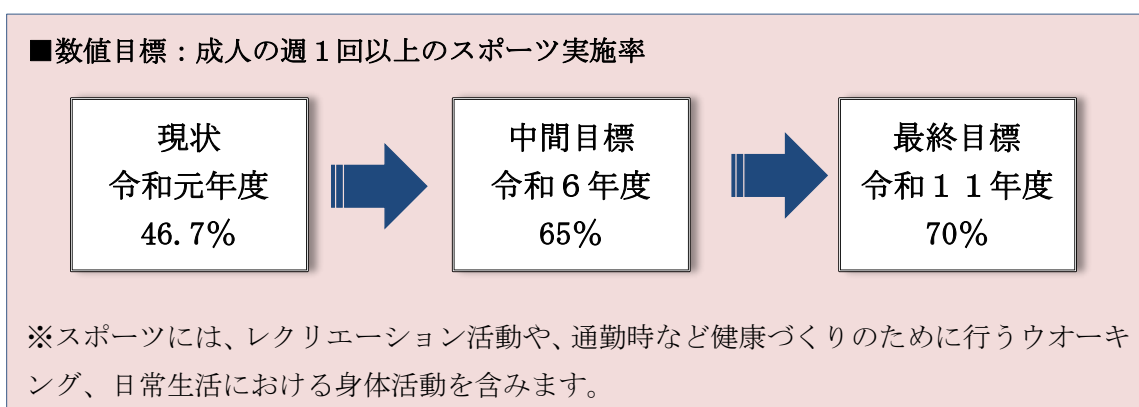


第3節 数値目標（目指す将来の姿）

本市における成人の週1回以上のスポーツ実施率は、平成29年度調査で24.2%、平成30年度調査で40.7%、令和元年度調査で46.7%と上昇傾向にあるものの、依然として国（平成30年度調査で55.1%）や岐阜県（平成30年度調査で48.6%）の数値を下回っています。

このような中、国は第2期スポーツ基本計画で、平成28年度調査で42.5%のスポーツ実施率を、令和3年度までに65%とする目標を掲げているほか、東京都ではその推進計画の中で、平成28年調査で56.3%のスポーツ実施率を、令和2年までに世界トップレベルの数値となる70%とする目標を掲げています。

このような状況から、本市においても可能な限り早期にスポーツ実施率の向上を図ることとし、令和6年度までに3人に2人程度が週1回以上スポーツを実施することを目安に中間目標値を65%に、そして、令和11年度までに世界トップレベルの数値となる70%を最終目標値と定め、スポーツ推進施策を展開していきます。



第4節 施策体系

令和2年度から令和11年度までの10年間に推進する施策は、4つの基本方針に基づき、7つの施策の柱を掲げて取り組んでいきます。



第5節 施策の柱

(1) 生涯スポーツの推進

年齢や性別を問わず市民の誰もが、生涯にわたってスポーツに親しむことができるように、ライフステージに応じたスポーツ活動の機会を提供します。

とりわけ誰でも気軽に行えるウォーキングの普及促進や、スポーツ実施率の特に低いビジネスパーソンや子育て世代の女性をターゲットとした事業を展開することで、運動習慣の定着化を図ります。

(2) 競技スポーツの推進

トップアスリートと触れ合う機会を創出し、スポーツ教室などを開催することで、競技スポーツの普及を図ります。

また、大会で優秀な成績を収めた選手や団体を表彰し、意欲の向上につなげます。そして、全国大会等に出場する選手には激励金を交付し、競技力の向上を図ります。

(3) 「みる」スポーツの推進

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催が開催され、市民のスポーツ観戦に対する関心が一層高まるものと期待されます。より身近でトップレベルのスポーツを観戦する機会を創出し、スポーツを多様に楽しむことのできる社会の実現を目指します。

また、トップアスリートの技術や知識を学ぶだけでなく、経験や生き方そのものを知ること、スポーツの魅力を広げ、夢や希望を届けます。

(4) スポーツ関係団体との連携・支援

スポーツ関係団体は、各種競技大会への参加やスポーツ教室の開催など、様々な活動を通じ、スポーツの普及に努めています。

しかしながら、近年は競技人口の減少、指導者不足などの諸問題を抱えています。今後、ますますスポーツ活動への影響が懸念されることから、より一層、関係団体との連携と支援を強化します。

(5) 人材の育成・資質の向上

多様化する市民ニーズに対応するため、スポーツ推進委員協議会、市スポーツ協会や市スポーツ少年団と連携及び調整を図り、スポーツ指導者向けの講演会や研修会を開催することで、スポーツ指導者の育成と資質の向上を図ります。

(6) 広域スポーツ大会の開催支援

大会参加者だけでなく、ボランティアスタッフ、応援者など多くの人が美濃加茂市を訪れることで、シティセールス効果や経済波及効果も期待でき、「する」「みる」「ささえる」全ての人が楽しめる広域スポーツ大会の開催を支援します。

(7) 市民に愛されるスポーツ施設の整備

市のスポーツ活動の拠点となる施設を、安心・安全に利用していただくために、計画的な保全管理をするとともに、市民に愛される施設となるよう整備を進めます。